

質疑・回答書

No1

告示番号		428	件 名	豊中市役所第二庁舎屋上外装改修工事
No	質疑事項			回 答
1	No2 隔離養生計画図の記載がありますが、何処に設置するのでしょうか。			隔離養生は、5階植込周囲の立上り壁(別紙1・2に示す範囲)に設置とします。なお場所の詳細については監督職員との協議によるものとします。
2	No2 石綿含有外壁仕上げ材の剥離工法による試験施工とはどういうことでしょうか。除去面全てが剥離工法ではないのでしょうか。			石綿含有仕上塗材除去は、除去面の一部で隔離養生を施し、剥離剤工法の試験施工(レベル1)を実施し、安全性の確認、もっとも効果のある剥離剤と塗布量を決定する。その後、安全性を確認した報告を淀川労働基準監督署にすることにより、除去面全てを剥離工法(レベル3)で行うものとします。
3	No2 石綿含有外壁仕上げ材除去工事の試験施工はレベル1と記載されていますが、本施工もレベル1で行うのでしょうか。			(同上)
4	No2 石綿含有外壁仕上げ材除去工事をレベル1とする場合どの範囲を隔離養生を行い、セキュリティールームの設置場所と導線をご指示願います。			試験施工の隔離養生及びセキュリティールーム設置範囲は、5階植込周囲の立上り壁(別紙1・2に示す範囲)とします。なお場所の詳細については監督職員との協議によるものとします。また試験施工にて剥離工法での本施工(レベル3)実施が困難と確認された場合の施工方法については、監督職員との協議によるものとします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

No2

告示番号		428	件 名	豊中市役所第二庁舎屋上外装改修工事
No	質疑事項			回 答
5	資材揚重用に、クレーン車の設置は可能と考えてよろしいでしょうか。			クレーン車の設置は可能です。第二庁舎北側資材ヤード(別紙3)を設置場所として想定しております。
6	設備基礎に乗っている設備機器・配管の移動および仮撤去復旧は別途と考えてよろしいでしょうか。			防水施工に伴う設備機器、配管、配線の仮撤去復旧は本工事に含まれます。
7	産業廃棄物積込用コンテナの設置場所はあると考えてよろしいでしょうか。			産業廃棄物積込用コンテナの設置は可能です。第二庁舎北側資材ヤード(別紙3)を設置場所として想定しております。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp